

原議保存期間	3年(令和9年3月31日まで)
有効期間	一種(令和9年3月31日まで)

警視庁交通部長 殿
 各道府県警察本部長
 (参考送付先)
 各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁交指発第38号
 令和6年3月11日
 警察庁交通局交通指導課長

駐車監視員資格者講習等の運用について

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第51条の13第1項第1号イに規定する講習(以下「講習」という。)及び同号ロに規定する認定の運用については、確認事務の委託の手續等に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第23号。以下「委託規則」という。)及び「駐車監視員資格者講習等の運用について」(平成17年3月24日付け警察庁丁交指発第53号。以下「旧通達」という。)により実施しているところ、引き続き、下記の事項に留意して、円滑かつ効果的に行うよう配意されたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

記

1 事前準備

(1) 講習の円滑かつ効果的な運用を図るため、警察本部の講習を担当する課において講習に係る次の事務を行う講習責任者を選任し、原則として警部以上の階級にある警察官をもって充てること。

ア 講習計画の作成に関すること

イ 講習の実施の管理に関すること

ウ 修了考査の合否の判定に関すること

エ 警察庁及び他の都道府県警察との連絡調整に関すること

(2) 講習環境の整備

講習1クラスの編成は、講習効果の上がるような適正な人数(原則として50人程度)で編成すること。多数の受講者が見込まれる場合は、会場規模、講習人員に応じて必要な視聴覚機材等(マイク、スピーカー、プロジェクター、大型スクリーン等)を設置(又は増設)するほか、講習補助員を増員配置し、講習効果に大きな差がないよう配意すること。

(3) 講習計画の作成等

ア 講習計画を講習実施予定期日の1月前までに作成すること。

イ 講習計画の作成に当たっては、次の事項に留意すること。

(ア) 講習細目が、修得すべき知識の順序、難易等を考慮して、受講者が

理解しやすいように配列されていること。

(イ) 講習細目ごとに所要時間、講師の氏名、講習補助要員の員数、使用する教材等並びに設置すべき視聴覚教材の種類及び数等が示されていること。

ウ 講習細目、講習時間の配分等は、別添1「駐車監視員資格者講習教授細目基準」に準拠すること。

エ 講師は、講習項目に応じて、知識経験及び教育能力において十分な適格性を有する者をもって充てること。

オ 講習において使用する教材等は、講習用に作成されたテキスト又は各都道府県警察において作成した教本及び資料、視聴覚教材等を活用すること。

2 受講申込みの受理

(1) 講習の公示

ア 講習を行おうとするときは、委託規則第6条の規定による公示を行うほか、ホームページへの掲載等広く広報を行うとともに、関係団体等を通じて公示事項の周知を図ること。

イ 公示事項である講習の期日（同条第1号）については、講習の実施期間及び時間を明らかにすること。

ウ 受講手続に関する事項（同条第2号）については、少なくとも次の事項を公示すること。

(ア) 受講の申込み期限

(イ) 受講申込書の提出先及び提出方法

(ウ) 受講申込みに必要な書類等

(エ) 受講手数料の金額、納入時期及び納入方法

エ その他講習の実施に関し必要な事項（同条第3号）については、駐車監視員資格者証の交付を受けるための手続・要件、受講に関する問い合わせ先等を記載すること。

(2) 受講申込書の受理

ア 受講申込書の受理に際しては、受講して講習修了証明書の交付を受けていても駐車監視員資格者証交付申請の段階で道路交通法第51条の13第1項第2号に掲げる欠格事由に該当する場合には駐車監視員資格者証の交付を受けることができない旨事前に説明し、これを了知させること。

イ 受講申込書を受理した場合には、受講票を作成し、速やかに交付又は送付すること。

3 講習の実施

(1) 講習は、講習計画に従い、適切かつ効果的に実施すること。

- (2) ビデオ、スライド等視聴覚教材を用いることにより、より講習効果が高まると認められる場合には、積極的に視聴覚教材を活用すること。
- (3) 講習補助員は、資料の配付、視聴覚機材の設置及び操作、受講者の対応その他講師の指示に従い、講習を補助すること。

4 修了考査

(1) 考査の意義

修了考査は、受講者が講習事項を理解したか否かを確認するものであり、ことさらに難解な問題により受講者間に優劣を付ける選抜試験の類ではないことに留意すること。

(2) 実施対象者

修了考査は、原則当該講習のすべての課程に出席した者について実施すること。

ただし、当該講習の概ね7分の5以上に出席した者で、残りの課程に出席できなかつたことについて、病気、交通途絶、その他社会の慣習等からやむを得ない事情があるものについては、修了考査を受けることができるものとする。

(3) 出題要領等

ア 修了考査の出題は、正誤式問題50問とする。

イ 修了考査の時間は、1時間とする。

ウ 試験問題の作成に当たっては、過去の出題等を参考として同程度の難易度の問題を作成すること。

エ 出題の配分については、別添2「駐車監視員資格者講習における修了考査の出題配分基準」に準拠して行うこと。

オ 配点は1問につき2点とすること。

カ 修了考査において配布した出題用紙は、確実に回収し、細断処理をするなど問題の散逸防止を徹底すること。

(4) 合否の判断基準

90点（正解率90%）以上の者を合格とすること。

5 講習修了の結果の伝達

(1) 修了考査の合否判定をしたときは、速やかに、受講者に講習修了の判定結果を通知すること。

(2) 合格者に対しては、駐車監視員資格者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）を交付すること。

6 修了考査において不正行為をした者の取扱い

(1) 修了考査において不正行為をした者は、その得点にかかわらず不合格とすること。

(2) 不正な手段により合格した者に対して修了証明書を交付していることが明らかになったときは、次の措置をとること。

ア 受講者に対して改めて講習修了の判定結果を通知し、当該修了証明書の返納を求めること。

イ 他の都道府県において当該修了証明書を用品、駐車監視員資格者証を取得しようとし、又は既に取得しているおそれがあることから、警察庁及び他の都道府県警察に対し、アの返納を求めた年月日、当該修了証明書の番号、これを交付した者の氏名及び住所を記載した文書により、速やかにその旨を通報すること。

7 修了証明書

(1) 修了証明書の様式は、委託規則別記様式第1号によること。

(2) 修了証明書の交付に当たっては、修了証明書が講習を修了した証明であって、駐車監視員資格を証するものではないことを説明するとともに、駐車監視員資格者証交付申請手続について教示すること。

8 修了証明書の再交付

(1) 修了証明書の再交付申請に当たっては、再交付を申請する事由として亡失又は滅失の状況を具体的に記載させること。

(2) 修了証明書の再交付に当たっては、亡失した修了証明書を発見した場合には、返却するよう指導すること。

9 駐車監視員資格者講習課程修了者と同等以上の技能及び知識を有する者の認定

(1) 認定申請書を受理した場合には、受検票を作成し、速やかに交付又は送付すること。

(2) 認定考査は、修了考査の要領に準じて実施すること。

(3) 認定書の再交付は、修了証明書の再交付の要領に準じて実施すること。